

甲賀市市民協働事業負担金交付要綱を次のとおり制定する。

平成 23 年 12 月 28 日

甲賀市長 中 嶋 武 嗣

---

甲賀市市民協働事業負担金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、甲賀市市民協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年甲賀市告示第 48 号。以下「実施要綱」という。）に基づく事業の実施に要する経費のうち、市が負担する経費の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び対象事業)

第 2 条 負担金の交付を受けることができる者は、実施要綱第 10 条の規定により協定を締結した団体とする。

2 負担金の交付の対象となる事業は、実施要綱第 8 条の規定により採択された事業（以下「協働事業」という。）とする。

(対象経費)

第 3 条 負担金の交付の対象となる経費は、協働事業実施に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) スタッフ、参加者及び講師の飲食代
- (2) 商品券等金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入代金
- (4) 家賃
- (5) 不動産の取得、造成、補修及び改装に関する経費
- (6) 団体の経常的な運営に関する経費
- (7) 団体の基盤強化のための経費
- (8) 領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- (9) 備品購入費

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、実施要綱第3条に規定する事業提案の種別により予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに市民協働事業負担金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施スケジュール(実施要綱様式第3号)
- (2) 市民協働事業提案収支予算書(実施要綱様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、負担金の交付を決定した場合、申請者に対して市民協働事業負担金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

2 市長は、負担金の交付を決定する場合において、協働事業の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第7条 市長は、負担金の交付を決定した後において、負担金の交付決定を受けた者(以下「交付団体」という。)の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により協働事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、負担金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、当該事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

(状況報告等)

第8条 市長は、負担金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付団体に対し、協働事業の進捗に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 市長は、前項に規定する報告等に基づき協働事業が負担金の交付の決定の内容に従っていないと認めるときは、交付団体に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

(内容の変更等)

第9条 交付団体は、負担金の交付決定の後において、協働事業の内容の変更等しようとする場合は、市民協働事業負担金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、収支予算の科目に変更がなく、かつ、交付決定額の増額でない変更の場合は提出を要しないこととする。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、市民協働事業負担金変更（中止、廃止）承認通知書（様式第4号）により交付団体に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付団体は、協働事業完了後1箇月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市民協働事業負担金完了報告兼精算書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市民協働事業提案制度実績報告書（実施要綱様式第7号）

(2) 事業収支決算書（実施要綱様式第8号）

(3) 支出を証する書類の写し

2 前項第3号に規定する支出を証する書類の枚数が大量である場合は、抽出による確認や実施調査等により添付に替えることができるものとする。

(負担金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、協働事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、その額を交付団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた者から負担金の交付請求があったときは、負担金を交付するものとする。

(負担金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、協働事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、負担金の交付決定額の全部又は一部について概算払することができるものとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 交付団体は、前項の規定による負担金の概算払を受けようとするときは、市民

協働事業負担金概算払申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、概算払を承認したときは、その旨を書面により交付団体に通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、第10条に規定する完了報告書の提出があった場合で、完了報告書に係る事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、交付団体に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付団体が負担金を他の用途に使用し、その他協働事業に関して負担金の交付決定の内容又はこの告示の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第11条の規定により負担金の額を確定又は交付した後においても適用するものとする。

（負担金の返還）

第15条 市長は、負担金の交付決定を取り消した場合において、協働事業の取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、交付団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 市長は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、交付団体に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（理由の提示）

第16条 市長は、第8条第2項又は第13条の規定による指示をするときは、交付団体に対してその理由を提示するものとする。

（関係書類の整備等）

第17条 交付団体は、協働事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類帳簿等を整備し、当該協働事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は保存しなければならない。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、負担金の交付事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市民協働事業負担金交付申請書

年 月 日

甲 賀 市 長 あて

団体所在地

団体名

代表者名 ⑩

甲賀市市民協働事業負担金交付要綱第5条の規定により、 年度市民協働事業負担金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 事業の目的、内容、事業期間等

別紙 実施スケジュールのとおり

3 事業の収支予算

別紙 事業収支予算書のとおり

4 交付申請額 金 円

市民協働事業負担金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

甲 賀 市 長

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度市民協働事業負担金の交付については、甲賀市市民協働事業負担金交付要綱第6条の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 事業名

2 負担金額 円

3 負担条件

- (1) この負担金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった 年度市民協働事業とし、その内容及び負担金交付対象事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 負担金交付対象事業の内容又は負担金交付対象事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。ただし、いずれか小さい方の20%以内の変更については、この限りではありません。
- (3) 負担金交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 負担金交付対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は負担金交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告しその指示を受けなければなりません。
- (5) 負担金を負担金事業以外の用途への使用、その他負担金交付内容又は交付条件等及び関係法令に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第3号（第9条関係）

市民協働事業負担金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

甲 賀 市 長 あて

団体所在地

団体名

代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた市民協働事業負担金の対象事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、甲賀市市民協働事業負担金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業名

2 事業期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 変更（中止、廃止）内容及び理由

4 変更後の収支予算書

別紙のとおり

様式第4号（第9条関係）

市民協働事業負担金変更（中止、廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

甲 賀 市 長

印

年 月 日付け 第 号 で申請のありました 年度協働事業負担金の対象事業の変更（中止、廃止）については、申請書記載のとおり承認します。

様式第5号（第10条関係）

市民協働事業負担金完了報告兼精算書

年 月 日

甲 賀 市 長 あて

団体所在地

団体名

代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた市民協働事業負担金の対象事業が完了したので、甲賀市市民協働事業負担金交付要綱第10条規定により、次のとおり報告します。

1 市民協働事業提案制度実績報告書

別紙のとおり

2 収支決算書

別紙のとおり

3 精算額

収入額	円（うち、市負担金の額	円）
支出額	円（うち、市負担金充当額	円）
残 額	円（うち、市負担金の額	円）

様式第6号（第12条関係）

市民協働事業負担金概算払申請書

年 月 日

甲 賀 市 長 あて

団体所在地

団体名

代表者名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた甲賀市市民協働事業負担金について、概算払を受けたいので申請します。

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 概算払を受けようとする額 金 円

4 交付を希望する時期

年 月

5 概算払を必要とする理由